

平成12年1月24日

## 国家公務員倫理法の運用に当たっての留意点の整理について

国立大学協会  
第7常置委員会  
委員長 丹保憲仁

### 国家公務員倫理法関係

#### 1. 法第5条・第6条関係共通

法第5条の「職員の職務に利害関係を有する者」及び第6条の「事業者等」の範囲を制限的に列挙すべきである。例えば、一般的に、

- (1) 入札・物品等の発注・納入関係にある業者
- (2) 許認可等の対象者
- (3) 行政指導等により事実上の影響の及ぶ者

のごとし。

(理由)

第5条、第6条の上記文言は余りに一般的で、解釈によってはどこまでも広げられる恐れがあり、これでは、大学教授・学長の自由な活動が大幅に制限され、かえって社会的にマイナスとなる。むしろ、どうしても禁止制限すべきものを列挙し、他は個々の教官の良心にまかせることが本来の趣旨に合おう。

#### 2. 法第5条関係

- ① 国家公務員倫理法第5条に規定する「職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他国民の疑惑や不信を招く行為」として禁止・制限されることにより、教官の職務の遂行上、大きな支障を来すと考えられる事項
- ◎ 正当な対価を支払って行う共同研究等の相手先企業との会食を伴う情報交換会等へ出席する場合

(理由)

国立大学が民間企業や国公立の研究機関等との共同研究等を推進し、我が国の産業や社会に一層の貢献をするよう努力し、学術の新展開を図っている現状を勘案すべきである。

このため、これらを禁止・制限されることにより、大学教官の活動に対して抑止的に作用する恐れがあり、当該活動の減少や停滞により、研究成果等の社会への還元や学術の展開に悪影響を及ぼし、かえって公益を損なう恐れがある。

④ 学術上の書物・論文類の献本

(理由)

研究成果の交換は、研究推進上不可欠なものであるだけでなく、たとえそれが高価な書物の献本であっても、営利とは全く無関係で、これを禁止・制限すれば、学術発展を大いに阻害する恐れがある。

⑤ 正当な対価を支払って行う出版社の編集者との会食を伴う打合せ等へ出席する場合

(理由)

大学の知的資産である研究成果については、広く社会に公表し社会の共通の財産とするとともに、その評価を問うことが原則である。

このため、研究成果を論文等として発表するに当たっては、出版社の編集者との打合せ等は是非とも必要なものであり、これらを禁止・制限されることはかえって公益を損なう恐れがある。

⑥ 学生との会食等の接触

(理由)

学生とのコミュニケーションを図るための飲食をしながらの教育・情報交換は、慣例として行われてきており、学生を「利害関係者」とすることにより、今後の学生に対しての対応に支障を来すことになる。

⑦ 関連病院との情報交換、打合せ及び医療協力

(理由)

関連病院との情報交換、打合せ及び医療協力は、勤務時間外に及ぶことが多いため、食事をとりながらの打合せは不可欠である。

⑧ 研究活動のための関連機関との情報交換、打合せ及び技術開発の協力

(理由)

研究活動のための関連機関との情報交換、打合せ及び技術開発の協力は、勤務時間外に及ぶことが多いため、食事をとりながらの打合せは、やむを得ないものとして許容されるべきである。

◎ 学生の就職に関する企業関係者との接触

(理由)

学生の就職に関する企業関係者を利害関係を有する者とした場合に、学生を就職させるための積極的な活動が制限されることになり、大学の業務に大きな支障を生じることになる。

◎ 審議会等の委員に学識経験者として参加する場合の会食

(理由)

審議会等の開催に当たっては、各委員の都合により日時が決定される場合が多い。日程の調整上、実質的に夕刻から夜にかけての会議開催が多く、こうした場合会議の一環として夕食を共にすることはやむを得ないものとして許容されるべきである。

- ② 教官の職務遂行上、支障を来すとまでは考えられないものの、慣例化したものであって、国家公務員倫理法第5条に規定する「職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他国民の疑惑や不信を招く行為」としての禁止・制限されることが適当ではないと考えられる事項

◎ 卒業予定の学生から指導教官等に感謝の意を込めて贈られる記念品等の受領や謝恩会等へ出席する場合

(理由)

社会通念上の範囲内ならば禁止・制限されることが適当でないと考えられる。

◎ 職務として出席した式典で、来賓や参加者に配布される記念品等の提供を受ける場合

(理由)

社会通念上の範囲内と考えられる。

◎ 公式行事としてのパーティーに職務上出席する場合

(理由)

社会通念上の範囲内と考えられる。

◎ 関係団体から贈られる感謝状、表彰状等の受領

(理由)

関係団体から贈られる感謝状、表彰状、それに伴う副賞等の受領などは、教官の

功績に対して贈られるものであり、社会通念上認められる事項である。

- ④ 地域連携及び振興のための講演等の謝礼、あるいはそのための経済団体等の懇談会等への出席  
(理由)  
社会通念上の範囲内と考えられる。
- ⑤ 国際交流協定上の相手先の機関は、「利害関係者」とすべきではない。  
(理由)  
国際機関、外国政府の機関等との国際交流協定の特殊性を考慮すべきである。

### 3. 法第6条関係

国家公務員倫理法第6条に規定される「事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき又は事業者等と職員との職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬」として報告の対象とされることが、適当でないと考えられる事項

- ⑥ 国家公務員法第104条の兼業許可との関係が不明であるが、これら兼業の申請により許可された場合には報告の対象外とすべきである。  
(理由)  
兼業の許可に伴う定期的な報告がなされているため。
- ⑦ 教育公務員特例法第21条に基づく兼業先は、「事業者等」の範囲に含めるべきではない。  
(理由)  
教育を担当する特殊性を考慮すべきである。
- ⑧ 地域連携及び振興のための講演等の社会通念上の範囲と考えられえる謝礼、あるいはそのための経済団体等の懇談会等への出席  
(理由)  
地域社会への貢献上必要不可欠と考えられるし、これを制限した場合の弊害は、はかりしれない。
- ⑨ 大学の教員が行う専門の学問分野に関する寄稿及び作品制作  
(理由)

原稿執筆・作品制作活動等に伴う報酬の受領を報告の対象とした場合には,これらの活動を抑制する恐れがあり,大学の研究成果の社会への還元を阻害し,公益を損なう可能性がある。

④ 私企業との共催学会等への参加等

(理由)

私企業との共催学会,研究会及び学術講演会等への参加, 講演及び寄稿また, 参加者全員の懇親会や講演者を囲む少人数の会食等については,最新の情報収集のために必要であるため,報告事項とすることは望ましくない。

以上